

オープンカウンター参加業者 殿

支出負担行為担当官
近畿地方整備局長 齋藤 博之

見 積 依 頼 書

下記事項について、見積書を提出願います。

記

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 1 件 名 | 混載貨物運送作業（京滋地区）（電子調達システム対象案件） |
| 1 履 行 又 は 納 入 期 限 | 令和9年3月31日 まで |
| 1 履 行 又 は 納 入 場 所 | 京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808
京都国道事務所 外5箇所 |
| 1 見 積 書 提 出 場 所 | 近畿地方整備局 総務部 契約課 |
| 1 見 積 書 提 出 期 限
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) | 令和8年3月23日 10時00分から
令和8年3月24日 16時00分まで |
| 1 見 積 合 わ せ 日 時 | 令和8年3月25日 13時30分 |
| 1 見 積 方 法 | 決定するに当たっては、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、 契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を見積書に記載すること。
また、仕様書記載の予定数量に係る総額について入札に付する。 |
| 1 見 積 書 提 出 方 法 | （ア）電子見積の場合・・・電子調達システム

（イ）紙見積方式の場合・・・見積書を郵便（書留郵便に限る）若しくは信書便（見積書の提出期限までに到達するものに限る。）により提出する場合は、二重封筒とし表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒には見積者の商号又は名称、見積件名及び見積日時を記載して支出負担行為担当官宛ての親展で提出しなければならない。

<u>※落札となるべき同価の入札を行った入札者が2人以上あるときは、電子調達システムに実装されている電子くじ機能を利用して落札者を決定する。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子見積参加者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙見積参加者は、「見積書の余白」に記載するものとする。</u> |
| 1 契 約 保 証 金 | 免 除 |
| 1 図 面（内 訳 書）及び仕様書 | 電子調達システムにより交付する。
電子調達システムのURL
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/ |
| 1 契 約 書 作 成 の 要 否 | 要 |
| 1 見 積 心 得 | https://www.kkr.mlit.go.jp/n-info/sankasya/contract_etc/index.html |
| 1 競 争 参 加 条 件 | 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有するものであること。
その他は近畿地方整備局オープンカウンター方式（試行）実施要領第3条（参加資格）のとおり。 |
| 1 支 払 条 件 | 発注者が適法な請求書を受領した日から30日以内。 |

- 1 契 約 単 価 の 決 定 方 法 総価（税抜）で見積もりを行い単価を決定するので、決定の後、決定者は遅滞なく仕様書記載の各項目について、単価を提示し、協議のうえ個々の予定価格の制限の範囲内で単価を決定し、契約単価とする。この場合、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額は、決定価格を超えないものとする。
- 1 そ の 他
- （１）見積書の提出及び問い合わせ先
〒５４０－８５８６
大阪市中央区大手前３－１－４１ 大手前合同庁舎８階
近畿地方整備局総務部契約課購買第一係
電話：０６－６９４２－１１４１
E-mail：kkp-hopencounter@mlit.go.jp
- （２）見積心得及び近畿地方整備局オープンカウンター方式（試行）実施要領を熟読のこと。
- （３）仕様書等に質問がある場合は、令和８年３月１６日１６時００分までに、総務部契約課 購買第一係まで、上記メールアドレスに提出すること。上記の方法によりがたい場合は、総務部契約課購買第一係（TEL：０６-６９４２-１１４１）に問い合わせすること。
- （４）本業務は、令和８年４月１日から履行を開始するものとする。
本業務は、契約相手方の決定を保留としたうえで、契約の予定者を決定するものであり、契約相手方の決定及び契約締結は令和８年４月１日とする。
なお、本業務は、令和８年度予算が成立し、支出負担行為計画示達となされることを条件とした見積徴収であり、当該業務にかかる令和８年度の予算が成立し支出負担行為計画示達日が４月２日以降となった場合は、契約の相手方の決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。
また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とし、本予算成立後に全額の契約とする。